

## 学 則

- 1 研修の目的  
在宅サービスの中核となる介護員の養成を図り、高齢化社会への対応の一助とする。
- 2 研修の名称  
介護職員初任者研修
- 3 研修の要旨

事業所の所在地	研修形態	修業年限	研修期間	定員(人)	受講料	受講対象者
函館市	昼間	1年	1年	40	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期大学生→特に課さない(年間授業料に含まれる)</li> <li>・科目等履修生→40,000円(実習費別途徴収)</li> <li>・協定を締結した高校の生徒→受講料は課さない(実習費のみ徴収)</li> </ul>	函館大谷短期大学学生、科目等履修生及び協定を締結した高校の生徒

- 4 受講手続
  - (1) 募集期間  
開講の概ね3週間前から募集し、1週間前に締め切る。
  - (2) 受講料納入方法  
短期大学本科学生は、学納金をもって受講料とし、本研修受講のための特別な受講料は課さない。また、協定を締結した高校の生徒についても、受講料は課さない。但し、科目等履修生については、所定の期日までに受講料を納めるものとする。
  - (3) 受講料返還方法  
(2)により、短期大学本科学生及び協定を締結した高校の生徒については、返還すべき金銭は発生しない。また、科目等履修生については、研修開始後の受講料は返還しない。
- 5 研修時間数及びカリキュラム  
研修時間数及びカリキュラム等は、別紙1(参照)のとおりとする。
- 6 主要テキスト  
介護職員初任者研修テキスト 中央法規出版
- 7 修了認定
  - (1) 出欠の確認方法  
各教科の開始前に出欠確認を行う。
  - (2) 成績の評定方法  
成績評定は、各科目担当教員等が受講者の理解度、授業態度等を勘案して行う。
  - (3) 修了の認定方法  
原則として、研修におけるすべての科目を受講すること。なお、やむを得ず欠席をした場合、講義科目については補習もしくは自習レポートの提出、実技科目については補習、実習科目については追実習を課す。
  - (4) 修了証明書  
修了が認定された者には、別紙2(省略)の修了証明書を交付する。
- 8 補講の取扱い  
諸事情により規定の時間数に満たない場合は、予め周知して補講を行う。
- 9 退学規定
  - (1) 受講者が退学しようとするときは、所定の退学届を提出すること。
  - (2) 受講者が当短期大学の定める諸規定を守らず、又は受講者としての本分にもとる次の行為のあったときには、退学を命ずることがある。
    - ア 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。
    - イ 学力劣等で修了の見込みがないと認められるとき。
    - ウ 正当な理由がなく出席が常でない者
    - エ 研修の秩序を乱している者
- 10 講師  
この研修を行う為の講師は、別紙3(参照)に掲げる者とする。
- 11 実習施設  
この研修を行う為の実習施設は、別紙4(参照)に掲げる施設とする。

## 附 則

1. この学則は、平成13年4月1日から施行する。

## 途中省略

## 附 則

1. この学則は、平成27年4月13日から施行する。

※免除科目の詳細については、事務局までお問い合わせください。